

岸和田市男女共同参画推進計画 <平成28年度実施計画>

【基本課題Ⅱ】 男女共同参画に向けての意識づくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課	
1. 学校園における男女共同参画の意識づくりのための教育の充実					
Ⅱ	1	① ア	男女共同参画推進のための教職員の意識啓発	●教職員の男女共同参画意識をさらに高めるため、夏季休業日中に男女共生教育研修を女性センターと共催し、市内各校園の教職員の資質向上に努める。 ●校園内研修等を支援する。	人権教育課
Ⅱ	1	① イ		●男女共生教育担当者を配置し、各校における男女共生教育推進の中心的役割を担う。 ●校内研修等を支援する。	人権教育課
Ⅱ	1	① ウ		●小学校教員における女性管理職の割合について、平成28年度は前年度より1名増の16名、中学校については、前年度と同様の2名となっている。今年度も女性教員へ管理職選考の受験を促すなど、管理職への登用の機会を積極的に広げていく。	教育総務部総務課
Ⅱ	1	① エ		●各校園に、セクハラ相談窓口担当者を配置する。 ●担当者会の開催時に、セクハラ防止のための研修を実施する。	人権教育課
Ⅱ	1	② ア		●市教委より配布する、男女共生教育リーフレット等を活用し、各校における男女共生教育を推進する。 ●男女相互の理解と協力や人権尊重についての教育を充実する。	人権教育課
Ⅱ	1	② イ		●男女共生教育が家庭においても生かされるよう、各学校園での保護者対象の研修・講演会等、保護者の学習機会を支援する。	人権教育課
2. 社会における制度、慣行の見直しと男女共同参画の意識づくり					
Ⅱ	2	① ア	男女共同参画推進のための教育の充実	●JRに対して、トイレ内のベビーベットの設置やベビーカーの通行等に関して、設計や案内表示板の設置等に配慮するように引き続き働きかける。 ●周辺整備に関しても、同様に配慮する。	高架事業・道路整備課
Ⅱ	2	① ア		●日常業務において、男女の区別なく市民に接するよう努め、対応する。	上水道工務課
Ⅱ	2	① ア		●男女共同参画フォーラムや研修会、出前講座、市のホームページ等で岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図る。 ●男女共同参画フォーラム等を開催し、男女共同参画意識についての気づきの機会を提供する。	人権推進課
Ⅱ	2	① ア		●男女の多様なイメージの意識を広め、性別役割分担意識の解消を図るため、女性学・男性学基本講座などを開催し、啓発をすすめる。 ●センター発信の広報物により啓発する。 ●関連図書や配架及びパネル展示により意識向上を目指す。 ●昨年に引き続きイクメン・カジダン写真を募集し、センターニュース「フレスール」の表紙絵に掲載し、啓発する。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① イ		●男女共同参画意識を浸透していくため、家庭教育学級の学習会で子育てに関する講座開催や、図書館で父子共同の行事を開催する。	桜台市民センター

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
Ⅱ	2	① イ 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●【Ⅱ-2-①-ア】参照 ●講演会など各種事業を20企画程度実施する。 ●男性も参加しやすいよう、講座の開催日を土・日曜日にも設定する。 ●登録グループと共催の市民企画講座は男女共同参画の視点の企画を採用する。 ●中学生の職業体験を受け入れ、意識啓発ポスターの作製等により男女共同参画意識の理解を深めるよう働きかける。 	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① イ	●男女共同参画を視点に置いた講座を検討している。	生涯学習課
Ⅱ	2	① イ	●男女共同参画意識を浸透していくため、高齢者大学、女性学級、家庭教育学級の学習会で男女共同参画の出前講座等を行い啓発を図る。	東岸和田市民センター
Ⅱ	2	① ウ	●広報きしわだやホームページ等による情報発信の機会を利用し、必要に応じ、男女共同参画についての啓発や情報提供を行う。	広報広聴課
Ⅱ	2	① ウ	●広報きしわだ等で男女共同参画に関する啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	2	① ウ	<ul style="list-style-type: none"> ●【Ⅰ-2-①-ア】参照 ●【Ⅱ-2-①-ア】参照 ●男女共同参画関連の新着図書を『ほんのメッセージ』で紹介する。 ●登録グループの男性の料理クラブの活動を広く紹介し、市民の意識を向上させる。 	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① エ	●男女の区別なく、子供の行事・イベントへの参加や看護休暇の取得等ができるような環境作りをする。	固定資産税課
Ⅱ	2	① エ	●子育て世代の市民と接する子ビッコホーム支援員、ファミリー・サポート・センターアドバイザーに対し研修を行い、男女共同参画意識浸透の裾野を広げて行く。	児童育成課
Ⅱ	2	① エ 家庭や地域における男女共同参画意識の浸透	<ul style="list-style-type: none"> ●【Ⅰ-2-①-ア】参照 ●人権教育課と共催で男女共生教育担当教員と地域の女性推進リーダー対象講座を開催する。教員を通じて子どもやその親たちにも男女共同参画意識が向上するよう働きかける。 ●【Ⅱ-2-①-イ】参照 ●子ども向けにロビーの配置を工夫し、子育て世代が安心して利用し、その周囲に関連図書を配架して理解を深めるよう努める。登録グループメンバーには、積極的に講座の受講を促している。 	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	① エ	●公民館において、子供と父親同士の交流をはかる事業を行う。	生涯学習課
Ⅱ	2	① エ	●「心豊かな子供に育てるための役割」等をテーマとした研修に参加し、一人一人の人格、人権を尊重することの大切さを再確認するなど、男女参画意識の向上を図る。	保育課
Ⅱ	2	①	●選挙時の投票管理者及び投票立会人に積極的に女性が選出されるよう会議等で働きかける。	選挙管理委員会事務局
Ⅱ	2	② ア	●市民意識調査において、男女別年齢別にデータ収集する。	企画課
Ⅱ	2	② イ	●日本女性会議や府主催の講座、泉州地域男女共同参画行政担当者連絡会議等に参加し、国や府、他市の男女共同参画に関する情報収集し、市ホームページ等でPRする。	人権推進課
Ⅱ	2	② イ 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集、提供	<ul style="list-style-type: none"> ●【Ⅰ-2-①-ア】参照 ●【Ⅱ-2-①-ウ】参照 ●センターニュース「フレスール」を発行するとともに、関連施設からの情報収集や情報交換により、市民に情報提供する。 ●講座開催時には、関連図書を会場に配架し、利用を促進する。 	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
Ⅱ	2	② ウ	●【Ⅱ-2-②-イ】参照	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	2	② ウ	●男女共同参画に関する資料や図書を充実し、利用を促進する。関係ポスターの掲示やチラシの配布等を積極的に行い、理解を深めるための啓発を行う。	図書館
Ⅱ	2	② エ	●昨年度行った職員意識調査の結果をホームページ等で公表する。	人権推進課

3. 男女共同参画施策実現のための市職員の育成

Ⅱ	3	① ア	●男女共同参画推進本部員・幹事研修において、各課で男女共同参画の視点を踏まえた施策が展開できるような啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	② ア	●課員の男女参画意識を高める為、全員を対象に研修を行う	下水道施設課
Ⅱ	3	② ア	●男女共同参画意識を高める研修を充実し、市職員に対し参加を促進するとともに、市や大阪府主催の研修情報を発信し、研修受講を促す。	人権推進課
Ⅱ	3	② ア	男女共同参画の視点を踏まえた施策立案能力の育成 ●研修において、男女共同参画をテーマにした内容を盛り込む。 ●庁内各課が企画する市職員を対象とした男女共同参画意識を高めるための研修に協力する。	人事課
Ⅱ	3	② イ	●庁内情報紙「パートナー」を発行し、市職員向けに男女共同参画に関する情報を提供する。	人権推進課
Ⅱ	3	② イ	●課の職員の積極的な研修参加を促し、男女共同参画意識を高める。	料金課
Ⅱ	3	② ウ	●課員全員が市主催の男女平等参画関係研修を受講し、課内会議等で研修内容の報告・討議の場を持ち、課員の男女平等参画意識を向上させる。	スポーツ振興課
Ⅱ	3	② ウ	●課職員の積極的な研修への参加を促し、男女共同参画意識を高める。	会計課
Ⅱ	3	② ウ	●できるだけ多くの職員に男女共同参画研修（女性プラン研修）に参加する。	議事事務局総務課
Ⅱ	3	② ウ	●職員の女性プラン研修への参加を2名以上となるよう努める。	丘陵地区整備課
Ⅱ	3	② ウ	●課員全員がいずれかの男女共同参画研修（女性プラン研修）に参加することにより、人権意識の向上を図る。	契約検査課
Ⅱ	3	② ウ	●男女共同参画研修（女性プラン研修）、セクシャルハラスメント研修、DV研修のいずれかに各職員が参加する。	建設管理課
Ⅱ	3	② ウ	●課職員の積極的な研修参加を促し、男女共同参画意識を高める。	高架事業・道路整備課
Ⅱ	3	② ウ	●職員に対し研修に積極的に参加するよう促し、男女共同参画の意識向上を図る。	産業高校学務課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画意識を高めるための職員研修の充実 ●職員の女性プラン研修への積極的な参加を促すとともに、課内での研修内容を積極的に周知、情報を共有し、人権意識の向上を図る。	市民税課
Ⅱ	3	② ウ	●男女共同参画フォーラムや女性センターで実施する講座を男女共同参画研修と位置づけ、市職員の積極的な参加を促す。	人権推進課
Ⅱ	3	② ウ	男女共同参画に関する主催講座、共催講座を職員研修として位置づける。	人権推進課（女性センター）
Ⅱ	3	② ウ	●課職員の積極的な研修参加を促し、情報共有することで男女共同参画意識を高める。	政策推進課
Ⅱ	3	② ウ	●男女共同参画研修（女性プラン研修）等に積極的に参加する	総務管財課
Ⅱ	3	② ウ	●人権推進課が実施している男女共同参画に関する研修について参加するよう職員に促す。	学校給食課

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
Ⅱ	3	②	●課員全員がワーク・ライフ・バランスの意識を持ち仕事に従事できるよう、課内ミーティングの場や職員研修等を活用し相互に意識共有に努め、実践経験を積んでいくことができるよう努める。	中核市推進室
Ⅱ	3	③ ア	●常任委員会や政策討論会分科会に事務局担当者を配置しているが、その担当として女性職員も参加する。また、常任委員会や分科会の運営をともにし、女性の職域拡大に努める。	議会事務局総務課
Ⅱ	3	③ ア	●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員の職域拡大を引き続き推進する。	人事課
Ⅱ	3	③ イ	●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」に基づき、女性職員を管理職に積極的に登用を図るよう「人事異動基本方針」で示す。	人事課
Ⅱ	3	③ ウ	●「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」及び「岸和田市特定事業主行動計画」に基づき、育児休業の取得を引き続き促進する。	人事課
Ⅱ	3	③ エ	●セクシャルハラスメントへの理解を深めるため、課内研修を行う。	上水道工務課
Ⅱ	3	③ エ	●セクシュアル・ハラスメント防止のため、人権問題研修等、各種研修や庁内報などによる啓発を行う。	人権推進課
Ⅱ	3	③ エ	●管理職を対象に職場のセクハラ防止研修を行うとともに、セクハラ・パワハラ相談窓口を引き続き設ける。	人事課
Ⅱ	3	③ オ	●指定管理者との連絡会議などで討議の場を持ち、指定管理者職員全体の男女平等参画意識の向上を図るよう努める。	スポーツ振興課
Ⅱ	3	③ オ	●チラシの配架、パンフレットの掲示を依頼し、支援策等の情報提供を行う。	産業政策課
Ⅱ	3	③ オ	●アルバイト職員等の採用に際しては本計画の理念に基づき、積極的に女性職員を採用し活躍の分野を広げる様に働きかける。	水とみどり課
Ⅱ	3	③ ー	●岸和田市男女共同参画推進計画について情報提供等があれば課内で共有し、男女共同参画意識を高める。	情報政策課

庁内体制の促進

庁内体制の促進